



---

# 図書館における著作権の現状と動向

南 亮一  
(国立国会図書館)

# 本日の内容

---

- 著作権制度の概要(かなり簡単に)
- 図書館サービスへの当てはめ(かなり簡単に)
- 最近の動向の説明(詳しく)

# 著作権制度の概要(1)

---

## ○ 著作物

思想又は感情を創作的に表現したものであつて、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの(法2条1項1号)

著作権の働く対象を規定。

著作物以外のもの(単なる情報、ありふれたもの、模倣物など)には働かない。

(例)ほとんどの新聞見出し、統計データ、人名、書名など

# 著作権の概要(2)

---

- 著作権保護の対象とならない著作物  
法令、通達、判決文、これらの公的編集・  
翻訳物(法13条)

## 日本が著作権保護の義務を負わない国 の著作物(法6条)

イラク、イラン、アフガニスタン等16カ国の著作物。判例上は北朝鮮の著作物も(国交がないため)

# 著作権の概要 ( 3 - 1 )

---

## ○ 保護期間

原則：著作者の死後50年まで

実名、周知の変名

例外1：公表後50年まで

無名、変名(非周知)、団体名義

例外2：公表後70年まで

映画

# 著作権の概要(3-2)

---

- 保護期間の例外(消滅しているもの)
  - 昭和32年までに公表の写真
  - 昭和28年までに公表の映画(団体名義)
    - 昭和45年までに制作された映画のうち、個人が著作名義(映画監督としてクレジット)のものは、この「個人」の死後33年まで保護。

# 著作権の概要(4)

---

- 著作権が働く行為・働かない行為

- 働く行為

- 権利の対象となる旨規定されている行為  
(例:複製、演奏、公衆送信、上映等)

- 働かない行為

- 以外の行為(例:紙資料の閲覧、中古販売)

の場合には自由利用可能。

# 著作権の概要(5-1)

---

- 「権利制限規定」

特定の行為について著作権が働かないこととするための規定。

\* 権利の「剥奪」ではなく、公正な利用を確保するために講じられた措置であることに注意。

\* 権利制限規定は「公用収用」ではない。  
(判例)



# 著作権の概要(5-2)

---

## ○ 図書館と関係の深い権利制限規定(その1)

### 31条1号(図書館等における複製)

図書館のコピーサービスが無許諾でできる根拠規定。ただし、所蔵資料に限定(\*1)、送信に適用されず、「利用者の求め」が必要、「調査研究」限定、「著作物の一部分」(\*2)、「一人につき一部」。

\*1 「借受ガイドライン」(H18.1.4)適用により若干緩和

\*2 「写り込みガイドライン」(H18.1.4)適用により若干緩和。

最新号でない雑誌・新聞収載著作物は全部複製OK。

# 著作権の概要(5-3)

---

- 図書館と関係の深い権利制限規定(その2)  
35条1項(授業のための複製)
  - ・「教育を担当する者」又は「受ける者」が「授業の過程で使用するため」に複製することを認めている。
  - ・教員や学生の手足となって図書館(司書)が複製できるかは見解が分かれる。

# 著作権の概要(5-4)

---

- 図書館と関係の深い権利制限規定(その3)

38条1項(非営利・無料の上演等)

「営利を目的とせず」「聴衆・観衆から料金を採らない場合」に自由に上演・演奏・口述・上映できる、とする規定。

(例) AV資料の上映・館内視聴

音楽CDの再生

授業での上映もこれに該当。

# 著作権の概要(5-5)

---

## ○ 図書館と関係の深い権利制限規定(その4)

### 38条4項(非営利・無料の貸与)

映画以外の著作物の複製物(書籍・雑誌・音楽CDなど)を「営利を目的とせず」「借りる人から料金を徴収しない場合」に自由に貸与できるとする規定。

- \* 映画(ビデオソフト、DVD)に適用がない。
- \* 書籍・雑誌の付録のDVDで動画入りのものも。「著作権処理済み」ビデオの購入が必要に。

# 著作権の概要(6)

---

- 著作権法の解釈が不要な場合  
契約関係にある場合

(例) 商用オンラインデータベース・電子ジャーナル等の購読契約

店頭や書店等での購入の際の契約条項でないもの(パッケージに印刷されているにすぎないものなど)には、原則として法的効果なし。(著作者や権利者、発行者の単なる意思表示に過ぎないため、利用者を拘束しない)

(例) 書籍の奥付の「不許複製」表示

\* 権利者による「許諾」の意思表示は有効(アイマーク、自由利用マークなど)

# 図書館サービスへの当てはめ(1)

---

## 1 閲覧

DVD・ビデオ・CD-ROM・マイクロフィルム  
「上映」だが38条1項適用のため許諾不要。

### 音楽CD

「演奏」だが38条1項適用のため許諾不要。

### 書籍・雑誌・新聞など

著作権の対象となる行為ではない。(営利目的でも料金を徴収することも可能)

# 図書館サービスへの当てはめ(2)

---

## 2 貸出

書籍・雑誌・新聞・音楽CDなど

「貸与」だが38条4項適用で許諾不要。

ビデオ・DVD・書籍や雑誌の付録DVD  
など

「頒布」に該当。権利制限規定適用できず。

要許諾 「著作権処理済ビデオ」購入

# 図書館サービスへの当てはめ(3)

---

## 3 複写(31条に基づく場合)

「所蔵資料」限定。借受資料・HP打出は対象外。  
ただし「借受ガイドライン」

「複製」限定。公衆送信には適用不可。ただし大学  
図書館では著作権団体との契約あり。

「調査研究」限定。営利目的の調査研究でもOK。

\*企業・団体名の領収書発行OK。

「著作物の一部分」。ただし「写り込みガイドライン」

\*最新号以外の雑誌新聞の掲載記事は全文OK。

\*最新号の雑誌新聞の複写を禁じていないことに注意。



## 図書館サービスへの当てはめ(4)

---

- 許諾なしでできないサービスの一例
    - コピーをFAX・電子メールで利用者へ送付
    - インターネット画面のプリントアウト
    - 所蔵資料を電子化してネットワークで送信
    - 絶版図書掲載論文の全部複写
    - 審議会報告書・統計資料の全部複写
- これらができない現状で本当にいいのか？

# 最近の動向(1-1)

---

- 平成13年から平成15年までの動向(1)
  - ・ 著作権行政史上初めて本格的な検討開始。  
「図書館WG」
  - ・ 権利者側・利用者側(ともにWG委員)がそれぞれ要望事項を提出。
  - ・ 「図書館WG」では時間切れ。「当事者協議」へ。
- \* この過程で現在の「当事者協議会」「図書館懇談会」の前身が成立。

# 最近の動向(1-2)

---

## 平成13年から平成15年までの動向(2)

- ・「当事者協議」の結果を受けて法制小委で検討し、平成15年に文化審議会著作権分科会としての報告書に結論掲載。
- ・「再生手段入手困難媒体固定著作物の媒体変換」  
「図書館等における映画上映を38条1項から除外」  
「図書館貸出補償金制度の導入」を妥当とする結論  
ただし法制化されることなし…。

# 最近の動向(2-1)

---

- 平成16年から平成18年までの動向(1)
  - ・平成16年8月の法改正要望の募集  
多くの団体等(日図協など)が応募。
  - ・これらの要望事項をもとに法制小委が今後審議すべき事項を検討。
  - ・平成17年1月「著作権法に関する今後の検討事項」に図書館関係の権利制限拡大が含まれた。

# 最近の動向(2-2)

## 平成16年から平成18年までの動向(2)

- ・平成17年3月の法制小委で6項目の法改正要望を発表  
(常世田良氏)
  - 他館借受資料の複写
  - インターネットのホームページのプリントアウト
  - 再生手段入手困難媒体固定資料の媒体変換
  - 行政府省等の報告書等の全部複写
  - 著作権法37条3項の適用範囲の拡大
  - 利用者への複写物のFAX・メールでの送信
- ・委員の大多数から賛同を得られたが、「報告書」(H18.1)では法改正の提言されず。

# 最近の動向(3)

---

## 平成19年以降の検討

### 法制小委

図書館関係の要望はまったく検討されず。

### 過去小委(アーカイブWT)

- ・保存のためのデジタル化が31条2号に該当
- ・入手困難再生機器媒体の変換も「31条2号の解釈として不可能ではない」

### 知財戦略本部「デジタル・ネット」専門部会

- ・ 日本版「フェアユース」規定導入を提言

# 最近の動向(4-1)

---

- 当事者協議会における協議(1)
  - ・ 「図書館WG」での検討過程で生成。
  - ・ H15.1 定期的な協議の場を設ける合意
  - ・ H16.5 「図書館における著作物の利用に関する当事者協議会」 発足
  - ・ 2・3ヵ月に1回の頻度で開催
  - ・ 現在は複写に関する権利者側の要望を検討中

# 最近の動向(4-2)

---

## ○ 当事者協議会における協議(2)

### ・ 現在までの成果

「公立図書館貸出実態調査2003報告書」(H16.3)

「公共図書館等における音訳資料作成の一括許諾に関する協定書」(H16.4)

大学図書館間でのILL複写物送信契約の締結(H16.4)

著作権法31条関係の2つのガイドラインの策定  
(H18.1)



# 最近の動向(5)

---

- 図書館におけるビデオソフト上映関係
  - ・ 本来は38条1項適用で無許諾上映可
  - ・ 公立図書館の上映への抗議(80年代)
  - ・ 日図協と映像ソフト協会との協議開始
  - ・ 「合意事項」締結(H13.12)
    - 「上映権付きビデオ」での上映OK
    - それ以外は供給タイトルと競合しない場合のみ
  - ・ あくまでトラブル回避のためのもの

# 最近の動向(6)

---


- 権利者団体による「ガイドライン」作成  
著作権法35条関係ガイドライン(H16.3)
  - ・ 権利者側の35条の解釈が記載。  
お話会・読み聞かせ手引書(H18.5)
  - ・ お話会等での著作権の解説・許諾手続の説明が記載
  - ・ 一般的な法解釈より緩和された箇所も。
  - ・ 権利者側の解釈であることに留意

# 今後の課題

---

- これまでの活動で一定の成果あり。
- ただ、法改正の動きにはつながらず。世間の図書館に対する見方が旧来のままなのが原因か。
- 社会に対して新しい図書館像を周知していくことが必要ではないか。

日本図書館協会で「図書館に関する権利制限の要望の背景となる「図書館像」について」(H19.8)をまとめたが、審議にまったく影響を与えず。



---

ご清聴ありがとうございました。